

平成 22 年 8 月 26 日

## 視覚障がい者に配慮した取組みの積極的な推進について（要請）

先般、金融庁は、視覚障がい者団体の方々から、「金融機関における視覚障がい者に配慮した取組み」を推進させるよう要請を受けた。

要請内容を概括すると、①視覚障がい者対応 A T M の増設と機能の充実（画面のコントラストの調整や操作方式をタッチパネル式ではなくボタン式にするなど）、②普通預金口座入出金の点字明細の発行推進、③複数の行員の立会いによる視覚障がい者への代筆及び代読の規定化並びに円滑な実施、④視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）の敷設や音声誘導システム（発信器に対応して音声を発する装置）の設置の推進、⑤本人確認及び認証システムの開発段階における視覚障がい者との協議、⑥インターネットバンキング画面の音声読み取り対応及び認知可能なパスワード等の提供、及び⑦識別可能なキャッシュカードの導入等である。

特に、視覚障がい者の方々からは、「金融機能や金融サービスの利用が制限される状態は社会生活が営めないほどの支障がある。少なくとも、視覚障がい者対応 A T M の設置並びに代筆及び代読の規定化と規定の実施を徹底してほしい。」との強い要請がなされている。当局としても、各金融機関において、視覚障がい者の方々に配慮した取組みが着実に実施され、そうした支障が解消されることが重要であると考えている。

これまでも、障がいのあるの方々に配慮した取組みについては、各金融機関において、それぞれの経営判断に基づき、様々な取組みが行われてきていると承知している。こうした取組みを推進していくことは、金融機関が有する公共性の観点からも重要と考えられることから、皆様方におかれては、こうした視覚障がい者団体の方々からの強い要請があることを念頭に置き、更に一層積極的に取り組んでいただきたい。その際、会員各行が取組んだ事例を C S R 事例として公表し、他の金融機関にも参考となる事例を公表することも意義のあるものと考えている。

こうした観点から、各金融機関の取組み状況について当局からアンケート等で確認することとしているが、貴協会におかれても会員各行に本件取組みの重要性を周知徹底して頂きたい。